

一 刺ノ結珠手當文給
 二 荷勤手當制度ハ其ノ査定ガ苛酷ニ決スルニ付緩和サレ度キコト
 三 社員ト職工トノ待遇上ノ差別ニ付考慮サレ度キコト
 四 体育機關ノ設置
 五 夜業手當ノ支給
 以上六項目ニ亘リ要求ヲ為スモノデ有リマス 何卒事情御諒察願ヒ度イ
 別記(一)

覺書

小田原製紙株式会社東京工場ト従業員測トノ紛争ハ調停者ノ斡施ニ依リ本日先
 記條件ニテ解決セリ此ヲハ覺書ニ通シ作製常事者及調停者之ヲ保有スルモノト
 ス

記

- 一 現在ノ物價手當ヲ本給ニ採リ入レルモノトス
- 二 新ニ壹割ノ物價手當ヲ支給スルコト
- 三 皆勤手當ハ
 公休日或日間ハ日給ヲ支給ス

皆勤手當考日ハ現状ノ通り存続スルモノトス
 四 社員ト職工トノ待遇上ノ差別ニ關スル條項ハ之ヲ撤廢スルコト
 五 体育機關ノ設置問題ハ會社側ニ一任シ善処スルモノトス
 六 夜間手當ノ支給條項ハ會社側ニ一任シ善処スルモノトス
 右覺書依テ如件

昭和十三年五月二十一日

會社側代表者

専務取締役

工場長

従業員側代表

- 市川市郎 (印)
- 横飛義延 (印)
- 大熊市三郎 (印)
- 小見戸登 (印)
- 茂田健二郎 (印)
- 井上春治郎 (印)
- 鈴木益一郎 (印)